

次回以降の議事の方向性について

① 一連のものとして取り扱うべき装置群について

昇降機の安全装置等については、1つの装置が故障した場合に別の装置が機能することにより安全性を担保するといったように、システムとしての安全性設計の概念が含まれる。

このため、安全装置等の認定の枠組みを考える上では、それぞれの安全装置がどのように体系的に機能をするか整理したうえで、体系ごとに認定の枠組みを整理する必要がある、その枠組みを検討すべきではないか。

② 安全性設計の審査の考え方について

安全性設計の審査については、「どのような故障が想定されるのか」「故障に対して機能すべき装置・対策は何か」「故障発生時の安全性設計の確認をどのように担保するのか」を網羅的に整理したうえで検証する必要がある、FTA (Fault Tree Analysis) などを用いた審査の枠組みを検討すべきではないか。

③ 機種特有の検査項目に係る規定について

告示の規定やガイドラインの中では、共通の装置・機構に係る検査項目について定めることは可能だが、機種特有の機構に係る検査項目を規定することは困難である。

このため、安全装置等に係る国土交通大臣認定の枠組みを活用し、認定の中で機種特有のものとして求められる保守管理の体制や検査項目を要件として規定することで、安全装置等に係る機種特有の検査項目を法令体系の中で規定していくことにしていきたいが、課題はあるか。

④ 認定実施に係る隘路の整理と体制整備について

国土交通大臣認定の対象を広げることで、昇降機メーカーには新たな検証の実施や認定手続きの実施など、体制整備のための負荷が発生することが想定される。このため、認定実施における隘路や、移行期間の設定、既存認定の変更手続きのあり方など、必要に応じて昇降機メーカーも交えて、体制整備のあり方について検討をすべきではないか。